**遺言書**

第１条 遺言者は、遺言者が所有する次の財産について遺言執行者により換価さえたうえ、その換価金から換価にかかる諸経費、遺言執行人に対する報酬及び遺言者の債務・負担を控除した残額を公益社団法人アニマル・ドネーション（主たる事務所：東京都港区南青山二丁目15番5号ＦＡＲＯ１F、以下「アニマル・ドネーション」という。）に遺贈する。

1. 土地
所在地等
2. 建物
所在地等
3. 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の普通預金全部
口座番号等

第2条　遺言者は下記のものを遺言執行者に指定する。
氏名住所など

〈付言事項〉＊遺言者様の御意思に沿う遺言を叶えるために、付言事項に動物への想いや当法人へ伝えたいことを御記載くださることをおすすめいたします。どのように記載するか迷われる場合は、ご相談に応じますのでアニドネへ連絡をください。以下、文例をご紹介いたします。

　【文例①】寄付使途を一任したい場合
犬との暮らしは私に幸せな時をくれました。未来の犬猫のために役立ててください。使途はアニマル・ドネーションの公益目的事業運営費に充当し、アニマル・ドネーションが公益目的事業運営費として遺贈を受けた財産について、認定団体等に寄付する場合、寄付先の選定及び寄付額の配分については、アニマル・ドネーションに一任いたします。

【文例➁】アニドネ経由で認定団体へ寄付をしたい場合
保護猫を迎えた私は猫の保護活動に使ってほしいと思います。遺贈寄付の１５％は、アニマル・ドネーションの公益目的事業運営費に充当し、８５％を動物保護団体への寄付としてください。

〇〇〇〇年〇月〇日
ご住所　　お名前　㊞